

(平成24年1月18日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 127 件

厚生年金関係 127 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、〈申立期間〉（別添一覧表参照）は〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間： 〈申立期間〉（別添一覧表参照）

Aクリニックにおける厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同クリニックは、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

Aクリニックから提出された賞与明細一覧表により、申立人は、申立期間に同クリニックから賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、賞与明細一覧表において確認できる保険料控除額又は賞与額から、〈申立期間〉（別添一覧表参照）は〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年7月15日に申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

（注）同一事業主に係る同種の案件28件（別添一覧表参照）

事案番号	基礎年金番号	氏名	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
22450		女	昭和27年生		平成17年12月22日	72万 1,000円
					平成19年6月22日	53万 5,000円
22451		女	昭和16年生		平成17年12月22日	25万 3,000円
					平成19年6月22日	16万 円
22452		男	昭和44年生		平成17年12月22日	68万 2,000円
					平成19年6月22日	55万 円
22453		女	昭和48年生		平成17年12月22日	51万 円
					平成19年6月22日	40万 7,000円
22454		女	昭和40年生		平成17年12月22日	51万 5,000円
					平成19年6月22日	41万 3,000円
22455		男	昭和52年生		平成17年12月22日	51万 4,000円
22456		女	昭和31年生		平成17年12月22日	49万 3,000円
					平成19年6月22日	29万 6,000円
22457		女	昭和23年生		平成17年12月22日	12万 6,000円
					平成19年6月22日	7万 円
22458		女	昭和41年生		平成17年12月22日	4万 8,000円
					平成19年6月22日	3万 円
22459		女	昭和55年生		平成17年12月22日	40万 7,000円
					平成19年6月22日	33万 1,000円
22460		女	昭和38年生		平成17年12月22日	51万 1,000円
					平成19年6月22日	39万 4,000円
22461		女	昭和40年生		平成17年12月22日	54万 9,000円
					平成19年6月22日	43万 8,000円
22462		男	昭和40年生		平成17年12月22日	47万 3,000円
22463		女	昭和33年生		平成17年12月22日	54万 4,000円
					平成19年6月22日	40万 9,000円
22464		男	昭和51年生		平成17年12月22日	37万 9,000円
					平成19年6月22日	35万 7,000円
22465		女	昭和35年生		平成17年12月22日	47万 円
22466		女	昭和29年生		平成17年12月22日	44万 9,000円
22467		女	昭和46年生		平成17年12月22日	49万 9,000円
22468		女	昭和51年生		平成17年12月22日	49万 9,000円

事案番号	基礎年金番号	氏名	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
22469		男	昭和51年生		平成17年12月22日	40万 円
					平成19年6月22日	32万 2,000円
22470		男	昭和45年生		平成17年12月22日	39万 7,000円
					平成19年6月22日	32万 3,000円
22471		女	昭和27年生		平成17年12月22日	32万 8,000円
					平成19年6月22日	26万 2,000円
22472		女	昭和34年生		平成17年12月22日	32万 9,000円
					平成19年6月22日	25万 4,000円
22473		男	昭和55年生		平成19年6月22日	30万 5,000円
22474		男	昭和54年生		平成19年6月22日	27万 4,000円
22475		男	昭和49年生		平成19年6月22日	22万 9,000円
22476		女	昭和60年生		平成19年6月22日	26万 3,000円
22477		女	昭和55年生		平成19年6月22日	6万 3,000円

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているところ、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：平成20年12月25日

A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されていないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった賃金台帳及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

（注）同一事業主に係る同種の案件99件（別添一覧表参照）

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
22478	男		昭和46年生		80万 円
22479	男		昭和44年生		55万 円
22480	男		昭和51年生		67万 円
22481	男		昭和49年生		75万 円
22482	男		昭和52年生		53万 円
22483	男		昭和50年生		55万 円
22484	男		昭和48年生		40万 円
22485	男		昭和49年生		60万 円
22486	男		昭和24年生		25万 円
22487	女		昭和45年生		35万 円
22488	男		昭和46年生		53万 円
22489	女		昭和51年生		33万 円
22490	男		昭和38年生		35万 円
22491	女		昭和49年生		45万 円
22492	男		昭和53年生		50万 円
22493	女		昭和55年生		28万 円
22494	男		昭和45年生		74万 円
22495	男		昭和37年生		55万 円
22496	男		昭和54年生		52万 円
22497	男		昭和51年生		30万 円
22498	女		昭和54年生		30万 円
22499	男		昭和49年生		63万 円
22500	男		昭和57年生		48万 円
22501	男		昭和44年生		30万 円
22502	男		昭和47年生		80万 円
22503	男		昭和54年生		64万 4,000円
22504	男		昭和53年生		22万 5,000円
22505	女		昭和59年生		38万 円
22506	男		昭和54年生		60万 円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
22507	男		昭和57年生		34万 3,000円
22508	男		昭和51年生		69万 3,000円
22509	男		昭和56年生		17万 7,000円
22510	男		昭和40年生		18万 1,000円
22511	男		昭和27年生		28万 円
22512	女		昭和54年生		24万 円
22513	男		昭和54年生		44万 5,000円
22514	男		昭和54年生		26万 4,000円
22515	男		昭和53年生		70万 円
22516	男		昭和57年生		60万 円
22517	男		昭和57年生		35万 円
22518	男		昭和27年生		30万 円
22519	男		昭和22年生		30万 円
22520	男		昭和58年生		32万 7,000円
22521	女		昭和52年生		20万 円
22522	男		昭和56年生		63万 6,000円
22523	男		昭和59年生		35万 円
22524	男		昭和57年生		78万 3,000円
22525	女		昭和58年生		24万 円
22526	男		昭和55年生		30万 円
22527	女		昭和55年生		33万 円
22528	女		昭和58年生		24万 円
22529	男		昭和61年生		21万 2,000円
22530	男		昭和55年生		40万 8,000円
22531	男		昭和47年生		16万 6,000円
22532	男		昭和53年生		33万 6,000円
22533	男		昭和57年生		23万 9,000円
22534	男		昭和53年生		43万 3,000円
22535	男		昭和55年生		25万 円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
22536	女		昭和61年生		24万 円
22537	男		昭和50年生		18万 6,000円
22538	男		昭和46年生		20万 円
22539	女		昭和59年生		18万 円
22540	男		昭和58年生		13万 7,000円
22541	男		昭和57年生		3万 8,000円
22542	男		昭和58年生		7万 8,000円
22543	男		昭和61年生		22万 8,000円
22544	男		昭和50年生		4,000円
22545	男		昭和42年生		30万 円
22546	男		昭和52年生		57万 9,000円
22547	男		昭和57年生		6万 2,000円
22548	男		昭和56年生		15万 3,000円
22549	男		昭和59年生		13万 円
22550	男		昭和52年生		7万 円
22551	男		昭和58年生		12万 円
22552	女		昭和51年生		20万 円
22553	男		昭和57年生		14万 5,000円
22554	女		昭和61年生		13万 円
22555	男		昭和60年生		20万 円
22556	男		昭和49年生		25万 4,000円
22557	男		昭和55年生		48万 円
22558	男		昭和55年生		32万 円
22559	女		昭和56年生		20万 円
22560	男		昭和58年生		24万 3,000円
22561	男		昭和52年生		57万 3,000円
22562	女		昭和53年生		20万 円
22563	男		昭和54年生		8万 1,000円
22564	女		昭和59年生		20万 円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
22565	男		昭和55年生		22万 円
22566	男		昭和55年生		28万 1,000円
22567	男		昭和60年生		6万 6,000円
22568	男		昭和56年生		3万 円
22569	男		昭和51年生		60万 円
22570	女		昭和47年生		33万 円
22571	男		昭和46年生		7万 円
22572	男		昭和60年生		35万 円
22573	女		昭和58年生		15万 円
22574	男		昭和52年生		5万 5,000円
22575	男		昭和53年生		11万 9,000円
22576	男		昭和55年生		33万 1,000円